

平成20年10月8日
経済産業省
原子力安全・保安院

平成20年度原子力総合防災訓練の実施について

原子力施設において、万一放射性物質が環境に大量に放出されるなどの緊急事態が発生した場合、原子力災害対策特別措置法に基づいて、国、地方自治体、事業者が一体となって、周辺住民の安全確保等のための応急対策を講じることとされています。

本訓練は、同法第13条に基づき、こうした緊急事態対応の訓練を行うものであり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を対象とし、10月21日（火）及び22日（水）の2日間実施します。

1. 今年度の実施日

平成20年10月21日（火） 13：00～18：00

平成20年10月22日（水） 7：30～13：00

2. 訓練対象施設

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

3. 参加機関等

政府機関： 内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、警察庁、防衛省、
文部科学省、経済産業省、気象庁、海上保安庁 等

自治体： 福島県、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、広野町、楢葉町（住民を含む。）

事業者： 東京電力株式会社

関係機関： (独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所、
(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター 等

4. 実施場所

東京都： 総理大臣官邸、経済産業省原子力安全・保安院 等

福島県： 福島県原子力災害対策センター、福島県庁、各町役場、東京電力(株)福島第一原子力発電所 等

5. 主要な実施内容

(1) 訓練想定

福島第一原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が外部に大量に放出される事態を想定する。

(2) 実施項目

- ・ 事故に対する初動対応、経済産業省警戒本部の設置等に係る訓練
- ・ 原子力緊急事態宣言の発出、政府原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置等に係る訓練
- ・ 住民に対する広報及び避難、緊急環境放射線モニタリング、被ばく患者の被ばく医療機関への搬送等の緊急事態応急対策に係る訓練
- ・ 緊急事態の解除に係る訓練
- ・ 原子力発電所の自衛消防隊と公設消防による火災消火訓練 等

(3) 本年度の特徴

- ・ 住民避難等の応急対策の迅速な実施（現地対策本部の判断による対策の実施、住民避難等に関する事前の検討・準備）
- ・ 広報活動の充実（初動時の迅速な情報提供、海外政府機関等に対する情報発信）
- ・ 住民の視点に立った対応の充実（各種実働訓練への住民の参加、住民広報訓練の充実、住民に対する事前説明）

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力防災課：甲斐、永井

電 話：03-3501-1637（原子力防災課）

(参考)

1. 原子力災害対策特別措置法の概要

原子力災害対策特別措置法は、平成11年9月30日に発生した茨城県東海村のJCOウラン加工施設の臨界事故を教訓として、原子力防災対策を抜本的に強化するため、同年12月に制定され、平成12年6月に施行された。

同法においては、原子力災害の特殊性にかんがみ、従来の災害対策基本法に比べ、以下の点で防災対策を強化している。

- ① 事業者責任の明確化
 - ・ 事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定の明確化(第7条)
 - ・ 事業者の防災組織の設置(第8条)
 - ・ 事業者における原子力防災管理者の設置(第9条)
 - ・ 通報義務の明確化(第10条)
 - ・ 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化(第11条)
- ② 災害時の迅速な初動体制の確保
 - ・ 原子力事業者からの異常事態の通報義務づけ(第10条)
 - ・ 所管大臣の初期動作の規定(第10条、第15条)
 - ・ 内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言発出、自らを本部長とする「原子力災害対策本部」の設置(第16条)
 - ・ 国は避難等必要な措置を自治体に指示(第20条)
 - ・ 当該市町村及び都道府県の対策本部設置(第22条)
- ③ 国、関係自治体、原子力事業者の連携の強化
 - ・ 現地に「原子力災害現地対策本部」を設置(第17条)
 - ・ 国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害対策協議会」を設置(第23条)
- ④ 原子力の専門的知識を有する国の役割の強化
 - ・ 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定(第12条)
 - ・ 本部長(内閣総理大臣)は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示(第15条)
 - ・ 原子力安全委員会・緊急事態応急対策調査委員の技術的助言の要請(第20条)
 - ・ 原子力防災専門官の設置(第30条)

なお、原子力総合防災訓練は、同法第13条に基づき実施されている。

2. 原子力総合防災訓練の実施状況

平成12年原子力災害対策特別措置法施行以降、毎年1回、国が実施する原子力総合防災訓練が行われている。なお、平成16年度は新潟県中越地震のため中止された。

- ・ 平成12年度: 島根県(中国電力株式会社島根原子力発電所2号機)
- ・ 平成13年度: 北海道(北海道電力株式会社泊発電所1号機)
- ・ 平成14年度: 福井県(関西電力株式会社大飯発電所3号機)
- ・ 平成15年度: 佐賀県(九州電力株式会社玄海原子力発電所2号機)
- ・ 平成17年度: 新潟県(東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所4号機)
- ・ 平成18年度: 愛媛県(四国電力株式会社伊方発電所3号機)
- ・ 平成19年度: 青森県(日本原燃株式会社再処理事業所)